

衆議院財務金融委員会ニュース

【第 217 回国会】令和 7 年 4 月 11 日（金）、第 16 回の委員会が開かれました。

1 株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律案（内閣提出第 24 号）

- ・加藤財務大臣兼金融担当大臣、斎藤財務副大臣及び政府参考人並びに参考人に対し質疑を行い、質疑を終局しました。
- ・階猛君（立憲）及び田村智子君（共産）が討論を行いました。
- ・採決を行った結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。
（賛成－自民、維新、国民、公明 反対－立憲、れ新、共産）
- ・大野敬太郎君外 4 名（自民、立憲、維新、国民、公明）から提出された附帯決議案について、三角創太君（立憲）から趣旨説明を聴取しました。
- ・採決を行った結果、全会一致をもってこれを付することに決しました。
（賛成－自民、立憲、維新、国民、公明、共産 反対－れ新）
（参考人）株式会社日本政策投資銀行代表取締役社長 地下誠二君
（質疑者）萩原佳君（維新）、水沼秀幸君（立憲）、国光あやの君（自民）、中川宏昌君（公明）、階猛君（立憲）、岸田光広君（国民）、高井崇志君（れ新）、田村智子君（共産）

（質疑者及び主な質疑事項）

萩原佳君（維新）

- （1） 国民への現金給付が検討されているとの報道
 - ア 給付にかかる事務経費の見込み
 - イ 自治体の事務負担増に対する政府の考え
- （2） 食料品に係る消費税
 - ア 食料品に係る消費税の税率を 0 %にした場合の減収見込額
 - イ 政府として、食料品に係る消費税の税率を 0 %にする考えの有無
- （3） 株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律案
 - ア 政府と日本政策投資銀行（D B J）の負担割合からすると令和 6 年度末までに計 1 兆 8,980 億円が D B J から投資されているべきであるはずが、実際は計 1 兆 2,831 億円に留まっている要因
 - イ 特定投資業務の投資案件数が累計で 236 件に留まることへの評価とその採択プロセス
 - ウ スタートアップ等への支援において、多くの支店を有する日本政策金融公庫に業務の一部を依頼する必要性についての大臣の見解
 - エ 特定投資業務のエグジット済案件の約 7 割が想定どおりの政策効果を発現したと評価されていることからすると、特定投資業務は低リスク先への投資に偏っておりスタートアップ市場の拡大に寄与していないとの懸念に対する大臣の見解
 - オ 特定投資業務による呼び水効果が想定どおりであったか否かの確認
 - カ 我が国でリスクマネーの供給不足が解消できない要因
 - キ 投資リスクが高いスタートアップ等に対するリスクマネーの供給を公金で行うことの是非についての大臣の見解
 - ク 特定投資業務のエグジット済案件 46 件中の回収の成否及び損益の状況

水沼秀幸君（立憲）

- （1） 特定投資準備金
 - ア リスクマネー需要が増加している中で特定投資準備金を 3 年連続で減額している理由
 - イ 回収した資金は株主総会で国庫への返還が決定するまでは D B J の下にあるにもかかわらず緊要

- 性が求められる補正予算で特定投資準備金を計上した理由
- ウ 回収した資金を活用せずに補正予算でＤＢＪに追加出資することで不要な利子支払いが生じる懸念
- エ 回収した資金を国庫に返納せず再投資に活用する必要性
- (2) 政府が保有するＤＢＪ株式の売却
 - ア 保有株式の二分の一以内であれば売却が可能であるにもかかわらず売却しない理由及び売却を実行する基準
 - イ 株式の早期売却に向けて政府が行った努力の内容
- (3) インパクト投資
 - ア インパクト投資を特定投資業務の重点分野に位置づける必要性についてのＤＢＪの見解
 - イ 地方の活動団体に対して財務知識を共有する必要性についてのＤＢＪの見解
 - ウ インパクト投資を特定投資業務に加える必要性についての政府の見解

国光あやの君（自民）

- (1) 10年間の民間リスクマネー供給の伸び幅及びさらなる増加の必要性についての政府の認識
- (2) 特定投資業務による政策効果の検証及び評価の重要性
- (3) 投融資業務におけるＤＢＪの強み
- (4) インパクト投資及び社会課題解決に向けた投融資についての今後の取組姿勢

中川宏昌君（公明）

- (1) ＤＢＪの特定投資業務が今回の法改正後に重点的に取り組む分野
- (2) 特定投資業務によってもたされた投資先の経営革新等の成果
- (3) 民間金融との補完性の確保やガバナンス体制の強化に向けたＤＢＪの取組
- (4) 地域経済を取り巻く状況を踏まえた地方における成長分野への投資促進方針
- (5) 災害からの復旧復興支援のための資金供給に特定投資業務が積極的に取り組む必要性

階猛君（立憲）

- (1) ＤＢＪの特定投資業務が官民ファンドに含まれることの確認
- (2) 特定投資業務に係る投資先の開示
 - ア 投資先全ての社名及び投資額を開示すべきとの指摘に対するＤＢＪの見解
 - イ 国会の国政調査権に基づく資料要求が秘密保持義務の例外に該当するとの指摘に対するＤＢＪの見解
 - ウ 投資先ごとの金額を開示できないなら特定投資業務を扱うべきではないとの指摘に対するＤＢＪの見解
 - エ 投資先全件リスト及びエグジット済リストにおいて投資金額が最上位である会社名
 - オ より詳細な情報開示を行なうべきとの指摘に対する大臣の見解
 - カ 秘密保持契約の変更契約を締結するなど、ＤＢＪが開示に向けての努力をする意思の有無
- (3) マレリ社（旧カルソニックカンセイ）への投資の事業分類
 - ア 競争力強化ではなく地域活性化に分類された理由
 - イ 地域活性化の投資実績を増加させるための恣意的な分類ではないかとの指摘に対するＤＢＪの見解
 - ウ 地域活性化に分類したことの妥当性についてのＤＢＪの見解

- (4) 特定投資業務による資金供給の財源における民間資金と公的資金との割合
 - ア 1対1とする法的根拠
 - イ 公的資金の割合を減らすべきとの指摘に対する大臣の見解
 - ウ 即座に見直しを検討すべきとの指摘に対する大臣の見解
- (5) 民事再生手続に至ったマレリとDBJの取引の経緯及び内容並びに特定投資前の同社との取引と公的資金を使った特定投資業務の間の利益相反の有無についてのDBJの見解
- (6) 特定投資業務の期限延長と完全民営化
 - ア 特定投資業務の期限延長により完全民営化が先送りされる懸念に対するDBJの見解
 - イ 更なる期限延長についてのDBJの見解
 - ウ 前回の法改正時の附帯決議を踏まえ、制度上可能な50%までの政府保有株の売却に取り組むべきとの指摘に対する大臣の見解
- (7) 財務省出身者をDBJの副社長や会長とする人事は、完全民営化の方針に逆行するとの指摘に対するDBJの見解

岸田光広君（国民）

- (1) DBJのリスクマネー供給に関する政府の問題意識と対応
 - ア リスクマネーが成長型経済を実現する上で果たす役割並びにDBJの特定投資業務における成功事例及び失敗事例
 - イ 我が国におけるリスクマネー供給について欧米と比較した現状
 - ウ 我が国におけるリスクマネー供給が欧米に比べて少ない背景についての政府としての分析
 - エ 我が国がリスクマネー供給において欧米に後れを取っている現状に対する政府の受止め
 - オ 民間によるリスクマネー供給拡大のための現状分析やロードマップを含む総合計画策定の必要性
- (2) DBJのガバナンス体制
 - ア 投資判断の内部チェック、牽制の仕組み、意思決定の透明性・客観性を担保するプロセス、外部監視強化の仕組み、ステークホルダーへの説明責任の取組等のDBJの体制見直し・強化の取組
 - イ DBJ法に基づく特定投資指針上の要件としている原則50%以下の出資比率について「原則」として柔軟性を持たせている理由及び例外が必要なケース
 - ウ 融資比率50%の原則を超える場合のプロセス及び判断基準

高井崇志君（れ新）

- (1) 特定投資業務のうち金額割合が少ない地域活性化案件を増やすべきとの意見に対するDBJの見解
- (2) 財務省からの天下り
 - ア 財務省からDBJへの天下りが生え抜き行員の士気低下につながるとの見方に対するDBJの見解
 - イ 国民の疑念を招くような天下りは控えるべきとの意見に対する大臣の見解
- (3) スルガ銀行に対する金融庁の対応
 - ア 業務改善命令発出以降の金融庁からスルガ銀行に対する具体的指導内容及び問題解決の期限の見通し
 - イ スルガ銀行に対する現行の処分は不十分であり免許停止あるいは取消しのようなより厳しい処分が必要との意見に対する大臣の見解

田村智子君（共産）

- （１） 公的金融機関が民間企業に対してリスクマネーを供給する必要性
- （２） ＤＢＪの特定投資業務の政策目的及び出資の判断基準
- （３） ＤＢＪ法で目的に掲げられている競争力強化という名目で何にでも資金提供できてしまうとの見方に対する政府の見解
- （４） ＤＢＪが特定投資業務として出資したマレリ社の経営破綻事案
 - ア ＤＢＪからの出資金額とその出資金の回収状況
 - イ 同事案において米国大手ファンド傘下の会社を公的資金で支援したことの社会的・政策的意義
 - ウ 同事案は地域経済の活性化という政策目的に照らして適正と言えるか否かについての大臣の見解
 - エ 同事案を踏まえ、少なくとも投資に失敗した案件については企業名と出資額を国会に報告すべきとの意見に対する政府の見解
 - オ 特定投資業務が大企業の経営危機の救済に利用されているのではないかと疑念に対し、これまでの出資案件を総括する必要性についての大臣の見解